

若年者への消費者教育の実践・定着に向けた 消費者庁と日本弁護士連合会の連携強化について

消費者庁と日本弁護士連合会は、令和4年4月に成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、消費者被害の防止と消費者市民社会の実現のために充実した消費者教育の推進がより一層重要であること及び若年者への消費者教育の一層の実践・定着に向け、以下のとおり連携を強化していくことを確認した。

1 イベントの開催

消費者庁及び日本弁護士連合会は、消費者教育関連イベントの開催に連携して取り組むものとする。当面、連携して取り組むものとして想定しているものは、別紙のとおり。

2 弁護士等の専門家の参画による実践的な消費者教育の推進

消費者庁は、弁護士等の専門家が参画する実践的な消費者教育の実施と、専門家と教育現場との橋渡しを行う消費者教育コーディネーターの配置・活用を地方公共団体に働きかけるとともに、外部講師の派遣やコーディネーターの配置に必要な地方公共団体の経費については、地方消費者行政強化交付金を通じて財政的な支援を行う。また、消費者庁は、消費者教育ポータルサイトにより、講師派遣を行う各地の弁護士会に関する情報を発信する。

日本弁護士連合会は、各地の弁護士会に対し、教育現場への講師派遣や消費者教育ポータルサイトへの団体情報の登録を促すための情報提供を行う。

3 継続的な意見交換

消費者庁及び日本弁護士連合会は、上記の取組が着実に進展し、若年者への消費者教育の実践・定着が進むよう、継続的に意見交換を行う。

令和4年6月29日

消費者庁長官

伊藤 明子

日本弁護士連合会会長

小林 元治

(別紙)

消費者教育関連イベント

名称	概要	予定時期	主催者
消費者教育コーディネーター会議	消費者教育コーディネーターの配置促進と機能強化に向けて、先進的な事例を紹介(地方公共団体向け)	令和4年7月	消費者庁
夏期消費者セミナー	若年者の権利を守るための対応や対策について、若年者が被害に遭いやすいマルチ商法等を中心として議論	令和4年7月	日本弁護士連合会
オンラインセミナー	成年年齢引下げ後の若年層の消費者意識等を踏まえた、消費者教育セミナー	令和5年1月	消費者庁
消費者教育の実践事例表彰	地方公共団体、消費者団体や企業等による成年年齢引下げに向けた消費者教育の取組のうち、優良なもの表彰し、発表会を開催	令和5年2月	消費者庁

このほか、他省庁のイベントでも連携を検討

名称	概要	予定時期	主催者
教員向け法教育セミナー	法教育について理解を深め、学校現場において法教育を効果的に実践する方法等を教員等に紹介	令和4年8月	法務省
消費者教育フェスタ	様々な主体の連携・協働による消費者教育の推進のためのネットワーク化、相互連携、情報共有等を実施	令和4年11月 令和5年1月	文部科学省
グローバルマネーウィーク	イベント期間中、金融関係団体、個別金融機関等と連携し、金融経済教育の周知広報や、シンポジウム等を開催	令和5年3月	金融庁

※ イベントの内容や時期は現時点のもので、今後の検討によって変更があり得る。